

# 仲泊小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童はいじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 「いじめ」の定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

## 3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ・ 学校の最重点目標の一つに「H：ハートの温かい子」を掲げている。この目標に基づき、自分自身を温かく見つめ、人権を尊重できる心優しい児童生徒の育成を目指すとともに、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自動的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- ・ 生徒指導部と連動し児童の学校生活面に関するルールや規則の遵守に係るアンケート調査や指導の場面に「いじめ」に関する内容を盛り込む。

## (2) いじめ防止等に関する措置

ア. いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉 \*組織

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SSW、SC

心の教室相談員

### 〈活動〉

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

### 〈開催〉

月1回の定例会（生徒指導部会）を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。  
(連絡会や部会も同様とする)

## イ. いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発の防止をため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認めらるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教委委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

## ウ. 学校教育目標と繋げた予防策の充実

学校教育目標「H I C（ハイシー）」の中で特にいじめについては「H：ハートの温かい子」の育成に向け、日常の教育活動を通して教職員、児童が具体的にどのような心構え、または活動を意識的に取り組んでいくのかについて明確に位置づけ、系統的、計画的、継続的な実践を通して「正義が通る学校」の雰囲気を組織的に取り組む。その為に、以下の教育活動の場や組織などを今後いじめ防止の大切な連携場面と捉え、教育目標の具現化に努める。

- (1) 道徳の時間、学級活動の時間の充実
- (2) 「人権の日」にちなんだ取組（人権作文、人権集会の実施）
- (3) 地域の教育資源を活用した道徳の時間の授業の充実
- (4) 児童会活動のいじめ根絶に係る役割の明確化と具体的な活動実践
  - ①ポスターや看板の設置 ②いじめに関する集会など
- (5) 保護者及び地域住民その他の関係者と連携した活動の充実
  - ・部活動、学級、学年レク、PTA活動、地域行事への参加

#### 4 重大事態への対応

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに村教育委員会に報告する。村教育委員会の判断のもと、その事態に対処し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 28 条第 1 項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとする。

##### ア) 同項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受ける児童の状況に着目して判断するものとする。例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合（暴行による骨折、重篤な打撲傷又は受傷状況を考慮）、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

##### イ) 同項第 2 号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者等からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあつたときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断していたとしても直ちに、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。